

## 基本方針及び重点テーマごとの記載内容について

### 1. 国際化に対応できる人材育成

#### (1) 国際理解教育の推進

- a. 外国人市民との互いの文化的差異を認め合い、自分とは異なった地域の文化や習慣を学び、体験すること
- b. 国際交流協会の存在と役割の周知
- c. 国際交流センター(キックス)が、外国人市民と日本人市民が出会い交流する場となること
- d. 各種講座やセミナーなどの学習機会を通じて、国際感覚を磨き、多文化共生意識を啓発
- e. 日本人市民と外国人市民を繋ぐキーパーソンとなる人材の発掘
- f. 多文化共生に係るさまざまなグループや、ボランティアなどが、情報交換や連携するためのネットワークづくり

#### 【取り組み方】

- ① 国際理解教育の充実
  - ・児童・生徒、保護者も対象にした学校への国際理解プログラムの紹介や研修等
  - ・外国人市民を講師とする学校外での子どもを対象とした取り組み
- ② 多文化共生の理解を促進する講座の実施
  - ・一般市民と外国人市民等との交流
  - ・多文化共生についての理解や認識を深めるためのイベントや講座等
- ③ 多文化共生を推進する人材の育成
  - ・国際化普及啓発の役割を担う一般市民や外国人市民を発掘、育成

#### (2) 外国語(英語等)教育の推進

- a. NET(Native English Teacher 外国人英語指導員)による小学1年生からの英語授業
- b. インターナショナルな英語に触れる機会づくり
- c. 学校内外における日常生活の様々な場面設定の中で、英語による参加体験の場

#### 【取り組み方】

- ① コミュニケーション能力の育成
  - ・NET やボランティア等の活用によるコミュニケーション能力を育成
  - ・幼児・児童期から英語でのコミュニケーションによる学習意欲の向上

### 2. 幅広い国際交流の推進

#### (1) 市民主体の国際交流の推進

- a. 国際交流協会の設立とカーメル市との姉妹都市提携
- b. 草の根的に行われる様々な国々との市民交流を支援

#### 【取り組み方】

- ① 姉妹都市との市民交流の促進
  - ・姉妹都市アメリカ合衆国カーメル市との各種交流事業
- ② 市民・民間団体等の海外交流事業の支援

- ・市民団体による様々な海外交流
- ③ 外国人市民と市民との交流促進
  - ・一般市民と外国人市民等の交流
- ④ 国際交流センターへの支援
  - ・国際交流センターを中心として、関係団体が連携して行う外国人市民への活動
- ⑤ 日本の文化を知る機会の充実
  - ・自分たちの地域の価値や歴史の再発見する機会

## (2) 教育機関(学校、公民館等)間交流の推進

- a. 様々な教科等における国際理解教育
- b. テレビ会議システムによる海外との交流
- c. 国際交流協会の協力による出前授業
- d. 帰国・渡日児童生徒による交流

### 【取り組み方】

- ① 国際交流機会の拡充
  - ・教育メディアセンターによる海外の児童・生徒同士の交流機会
  - ・公民館による地域住民と海外の児童・生徒同士の交流機会

## 3. 多文化共生のまちづくり

### (1) 行政・生活情報の多言語表示の整備

- a. 母国語利用による精神的安定
- b. 外国人市民の地域における責任
- c. 公益財団法人大阪府国際交流財団(以下、OFIXという。)作成の『大阪生活必携』の活用
- d. 本市独自の取り組みの多言語化による『外国人のための生活ガイドブック』作成
- e. 公共施設等における資料の多言語化
- f. 避難所等特に生命にかかわるサインなどから多言語表示又は「やさしい日本語」で表示

### 【取り組み方】

- ① 多言語による行政手続きの案内冊子の作成
  - ・『外国人のための生活ガイドブック』の充実、更新
- ② 「大阪生活必携」等の活用
  - ・大阪府等関係機関が作成している多言語化された情報の活用
- ③ 言語によるホームページでの情報提供
  - ・市のホームページに自動翻訳機能を追加
- ④ 行政情報、案内表示等の多言語化及びやさしい日本語表記
  - ・文書・施設の表示等の多言語化、ルビ打ち化、ローマ字標記化及びピクトグラム(絵文字)等の活用
  - ・やさしい日本語の使用
- ⑤ 多言語情報コーナーの設置
  - ・市役所内に外国人市民への多言語化情報場所

## (2) 外国人コミュニティ支援(日本語学習支援ほか)

- a. コミュニケーション力を高めるための生活相談やアドバイス
- b. 地域社会における外国人市民の自立

### 【取り組み方】

- ① 日本語教室の実施
  - ・日本語レベルとニーズに応じた生活習慣も含めた日本語学習機会
- ② 日本語学習支援者の育成と活用の充実
  - ・日本語ボランティアの充実及びボランティア育成のための講座等
- ③ 多言語による相談体制の充実
  - ・国際交流センター内に外国人総合相談窓口・相談体制

## (3) 外国人児童生徒の教育支援体制整備

- a. 大阪府教育委員会作成の『帰国・渡日児童生徒の受け入れマニュアル』に沿った受け入れ環境づくり(帰国・渡日児童生徒の自らの民族と文化に自覚と誇り)
- b. 学校と国際交流協会が連携し、帰国・渡日児童生徒及びその保護者の受け入れ環境づくり
- c. 府が主催する帰国・渡日児童生徒学校生活サポート事業「多言語進路ガイダンス」(南河内ブロック)
- d. 渡日保護者の支援環境づくり

### 【取り組み方】

- ① 本人の意思と能力に応じた進学支援
  - ・日本の進学制度を周知する機会の提供
- ② 保護者へのサポート
  - ・渡日保護者に対し国際交流センターを紹介するなど、交流の場を提供し、孤立を防ぐ
- ③ 外国人児童・生徒への日本語学習の支援
  - ・日本語及び教科の学習支援、学校生活への適応指導等
- ④ 学校施設の各種案内の多言語化及びやさしい日本語表記
  - ・多言語表記又はやさしい日本語表記、ピクトグラム(絵文字)の活用の充実
- ⑤ 多言語化及びやさしい日本語表記による学校連絡文書の作成
  - ・翻訳又はやさしい日本語表記、ピクトグラム(絵文字)の活用など、日本語の理解が不十分な保護者へ配慮

## (4) 安全安心支援(医療・保健・福祉)

- a. 医療・保健・福祉に関する情報が、必要な人に必要とするときに届く環境の整備
- b. 国際交流協会からの通訳者の派遣に加えて、医療・介護等の専門分野が理解できる通訳者の検討
- c. 様々な国や地域の生活習慣、価値観の違いの理解や、プライバシーなどへの配慮

### 【取り組み方】

- ① 医療福祉関連情報の充実
  - ・医療・保健・福祉に関する制度や手続き等の多言語による情報提供

- ② 「大阪府医療機関情報システム」等の案内
  - ・「大阪府医療機関情報システム」及び「NPO 法人 AMDA 国際医療法人情報センター関西」の周知
- ③ 外国人市民の救急対応
  - ・当面は、保健センターや地域包括支援センターから外国人市民を訪問する際の国際交流協会からの同行等

**(5) 防災情報の多言語化／外国人向け情報発信**

- a. 外国人市民に対する言葉や文化に配慮した日頃からの適切な情報提供や防災意識の啓発
- b. 外国人市民への災害時の情報提供と、共に助け合える地域住民との関係づくり

**【取り組み方】**

- ① 災害時に提供する情報の多言語化
  - ・防災・災害情報の多言語化や、やさしい日本語、ピクトグラム（絵文字）の活用
- ② 外国人市民への防災・災害対応に関する意識の啓発
  - ・外国人市民と地域が連携した防災訓練
  - ・外国人市民が防災・災害に関する知識を学ぶ機会の充実

**(6) 外国人の就労支援／雇用関係者への意識啓発**

- a. 適正な就労における問題や人権侵害などの事案への取り組み
- b. 雇用関係者の外国人雇用についての理解と適正な手続き
- c. 外国人が周囲の人々と良好なコミュニケーションを保つための日本語学習の場への参加

**【取り組み方】**

- ① 関係機関との連携による外国人市民にもわかりやすい情報提供
  - ・就労に関する情報提供による安定的な雇用の支援
  - ・労働法令や人権保護の観点から個別相談などに対して関係機関と連携
- ② 雇用関係者への意識啓発
  - ・市内企業に対する多文化共生や法に基づく雇用についての理解、啓発
  - ・市内企業に対する外国人市民の日本語学習等に関する理解、啓発